

日本ボーイスカウト大阪連盟堺第4団育成会会則

設定 平成15年4月24日

第1章 総則

(目的)

第1条 日本ボーイスカウト大阪連盟堺第4団育成会（以下「本会」という。）は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に定める育成会の精神に則り、日本ボーイスカウト大阪連盟堺第4団（以下「本団」という。）に奉仕の精神をもって協力、後援し、かつその存続維持することを目的とする。併せて会員の親睦と相互扶助を図る。

(団本部)

第2条 本会は、会本部を大阪府堺市内に置く。

(育成会員としての心得)

第3条 本会の会員は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ隊員とその保護者の信を託するに足り、社会の信望に応えなければならない。

(本会の禁止事項)

第4条 1 政治目的のために、これを利用することを許さない。
2 特定の宗教を広めるために、これを利用することを許さない。
3 マルチ講、ねずみ講、無限連鎖講（有限連鎖を含む）、およびそれらに類する営利、非営利活動の為にこれを利用することを許さない。

(育成会の運営)

第5条 1 本会の通常の運営は、会員の合意に基づいて行われる。
2 本会は、この育成会会則に特に規定されていない事項については、「日本連盟教育規定」に基づいて運営される。

第2章 育成会組織

(構成)

第6条 本会の会員は、普通会員、維持会員及び賛助会員とする。

- 1 普通会員 日本ボーイスカウト大阪連盟堺第4団に属する隊員の保護者および隊指導者
- 2 維持会員 本会の目的に賛同し継続して後援する、育成会総会で承認を受けた過去の普通会員
- 3 賛助会員 本会の目的に賛同し後援する、育成会総会で承認を受けた個人、法人、団体。
ただし賛助会員は総会等での議決権を持たない。

第3章 育成会総会

(育成会総会の種類)

第7条 育成会総会は定期総会、特別総会、臨時総会に分類する。

- 1 定期総会は毎年1回必ず会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 特別総会は必要に応じ会計年度終了後6ヶ月を目安に団委員を任命する目的で開催する。
- 3 臨時総会は必要と判断される時もしくは会員の3分の2以上の要請がある場合に開催する。

(育成会総会の開催)

第8条 1 育成会総会（以下「総会」とする）は、育成会会長（以下「会長」とする）が招集し、会長がその議長となる。
2 育成会は会長の許可を得て特定の議題につき回覧書面により審議、議決できる。
3 総会の議事は、この規約に特別の規定がある場合を除き委任状を含めた出席委員の過半数を得て決定し、賛否同数の場合会長の決するところとする。
4 総会は委任状を含め育成会員の過半数をもって成立する。

(総会での審議事項)

第9条 総会では以下の内容について審議する。

- 1 各事業年度の年間事業報告・決算、及び団年間活動報告資料の添付された決算の承認
- 2 育成会長・役員・監査員・団委員の解任
- 3 育成会長・役員・監査員・団委員の選任
- 4 新事業年度の年間事業計画・予算、及び団の年間活動計画の添付された予算の承認
- 5 事前に提出された議案の審議
- 6 団委員会の要求する承認事項

- 7 本会則の改正
- 8 団規約改正の承認
- 9 臨時議案の提出
- 10 臨時議案の採否
- 11 採用された臨時議案の審議
- 12 入退会の報告
- 13 その他必要な事項

(基本審議事項)

第10条 団及び各隊の決算報告、予算案、行事報告、行事計画等の基本審議事項については予め団委員会で審議承認を承けるものとする。

(臨時議案の提起)

第11条 総会において臨時議案を提起する者は総会審議に先立って、提起内容を署名押印した書面で提出しなければならない

(役員任期)

第12条 育成会役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(育成会任務)

第13条 育成会は、次の事項を掌握する。

- 1 ボーイスカウト日本連盟への加盟登録
- 2 団ならびに各隊の活動に必要な資材、人材の調達ならびに選任
- 3 国内、国外の各大会等への派遣のための資金の援助
- 4 団委員長の任命
- 5 本規約第19条及び第22条に関する事項
- 6 表彰に関する事項
- 7 会員の知識、教養の向上及び親睦を図る。
- 8 スカウト運動の主旨の普及に努める。
- 9 その他、目的達成に必要な事項
- 10 育成会は、スカウトの実際訓練には直接関与しない。ただし、特殊な事情が発生した場合は団委員会の要請により助言を与えることができる。

第4章 役員会

(役員会の開催)

第14条 1 育成会役員は緊急審議事項が発生した場合、役員会を開催し審議することができる。
2 役員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

第5章 育成会役員

(育成会役員選任)

第15条 1 育成会員は、普通会員、維持会員から互選により代表者(育成会会長)を選任する。会長はその職責上、団委員となる。
2 育成会役員は会長1名、副会長2名、理事若干名とする。
3 役員には書記、会計、会計監査を置く。

(解任)

第16条 会長の解任は、以下の場合に総会の承認をもって決定する。

- 1 本人が希望した場合。
- 2 育成会総会の4分の3以上の賛成があった場合。

(会長の任務)

第17条 会長は、次の事項を任とする。

- 1 団委員長任命
- 2 本会並びに本団の育成発展に努める。
- 3 総会の主宰者として活動するとともに総会の議長となる。

(育成会副会長)

第18条 1 会長は、必要に応じて普通会員、維持会員のうちから育成会副会長(以下副会長とする)並びに理事を選任することができる。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに特に与えられた任務を分担する。また、会長に事故あるときまたは欠員を生じたときはこれを代理する。
- 3 複数の副会長が存在する場合の序列は以下の通りとする。
 - (1) 会長経験者
 - (2) 団委員長経験者
 - (3) 副会長としての在籍年数が永い者
 - (4) 隊長経験者
 - (5) 年長者

(名刺の所持)

第19条 会長は名刺を持つことができる。

第6章 育成会員の入会と退会

(会員の要件)

- 第20条 1 本会は、入会を志願するものがあるときは、入会に先だち、次の各項によるものに対して、この会則による本会の性格を知らせ、この会則による訓育に賛同し、この会則を守ることを誓約した者にのみ入会を許可することができる。なお年齢、性別、宗教、人種等を問うてはならない。
- 2 維持会員、賛助会員たらしとする者
 - 3 本団を構成する各隊の指導者たらしとする者
 - 4 本団を構成する各隊に入隊を志願する者の保護者

(入会希望者の居住地)

第21条 本会は、地域社会との密接な関係を保つため、入会志願者の居住地を制限ことができ、又近隣の者を優先することができる。

(退会の確認)

第22条 本会を退会するものは、会長に面接して承諾を受ける必要がある。

(強制退会)

- 第23条 本会は、その構成員が、次の各項のいずれかに該当する場合育成会の審議を経てその者を退会させることができる。
- 1 本人の幸福または教育の見地から、退会にむしろ積極的意義が認められる場合
 - 2 この会則または連盟規定に違反した場合
 - 3 本会あるいは団の名誉、品位を汚し、貶めた場合
 - 4 本会の活動、または本会員の生活に著しく迷惑がかかる場合
 - 5 必要な経費を納入しなかった場合
 - 6 団委員会より退団を命じられた場合。

第7章 育成会入会金及び会費

(入会金)

- 第24条 1 入会を許可された者は、速やかに入会金を会の会計に納入しなければならない。
- 2 入会金は、その後再徴収されることはない。ただし、入会金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
 - 3 入会金は、1家族につき10000円とする。

(会費)

- 第25条 1 育成会員は所定の会費を納入しなければならない。
- 2 既に納入された会費は、特段の理由がある場合を除き、これを返還しない。
 - 3 会費は1名につき年額 18000円、同一家族については2人目より1人9000円とする。
 - 4 財政状況等やむを得ない場合、別途、費用の一部を負担しなければならないことがある。

第8章 会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第9章 解散

〈解散〉

第27条 本会は団が存在する限り解散しない。団の解散後、本会の解散を検討する場合は、事業年度を延長してその年度内に役員会で決定する。その後の総会で資産・負債の清算、訴訟等の総ての解決を待って総会の決議により解散する。

第10章 会則の改正及び施行

（会則の改正）

第28条 本会則の改正は、総会出席会員（委任状含む）の3分の2以上の同意を得て決定する。

（会則の施行）

第29条 本会則は、平成15年9月28日より施行する。